

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年2月9日（月）15:21～16:02
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

- 室本 隆司 農林水産省農村振興局整備部長
- 石垣 英司 農林水産省農村振興局土地改良企画課長
- 由谷 倫也 農林水産省農村振興局土地改良企画課課長補佐
- 小笠原 善友 農林水産省農村振興局土地改良企画課課長補佐

<事務局>

- 内田 要 内閣府地方創生推進室長
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 地権者の所在が不明な農地の集約化
- 3 閉会

○藤原次長 先日も議論していただきました地権者の所在不明の農地の集約化ということで、端的に申し上げますが、事務局から出させていただいている論点表にもございますように、財産管理制度を使用した事例ほか、いくつかの事務的なお願いをさせていただいたその結果の御報告を今日はいただくということでございます。

それでは、八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 お忙しいところをいつもお越しくださいます、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○室本部長 それでは、前回宿題をいただきましたので、宿題から御説明します。この資料を御覧いただきたいと思います。

A4の横バージョンです。1枚めくっていただきまして、財産管理人制度の活用の状況がどうだという御質問をいただきました。農政局、県を通じて調べた結果、国営事業では1地区、この表の一番左側でございますが、そして、県営の地区では2地区、確認できております。相続財産管理人、もしくは不在者財産管理人制度を活用したと。

この申立日、選任日と書いてございますけれども、それぞれ御覧いただくと、大体1か月から2か月ぐらいで、この管理人が選任されている。期間的にはさほどかかっていないということでありませう。

この選任の後、家裁のほうから権限外行為の許可を得て、土地改良事業を円滑に実施すべく、参加、不参加の表明をされておるということでございまして、2ページ目を御覧いただきたいと思いますが、調査段階から同意を取るという御説明をしたところ、調査段階と実際に着工するときの同意率がどれだけどういふようになっているのかという御質問をいただいております。過去5年間に着工したA地区からJ地区まで10地区で調べてみた国営の農地再編整備、国営の圃場整備を調べた結果、このような形になっております。

調査段階に比べて実際の法定同意が下がっている例が三つぐらいございます。A、B、G、Jでございますけれども、4地区あります。この辺は人間関係の確執とか農業情勢の先行き不安とか、そういったものが中心で不同意ということにしたいという意思でもってこういうように同意率が下がっている状況でございます。

3ページ目を御覧いただきたいと思いますが、同じく今度は調査と同意徴集手続にどれだけの時間を要したかというのを10地区で調べております。地区調査の前の地域整備方向検討調査というのが事前の調査になりますけれども、2.6年、平均してかかっている。地区調査が3.9年、同意徴集には大体39日、40日弱を要しております。

4ページ目を御覧いただきたいと思いますが、先般、23年度に着手した地区の同意率、全部90%以上で100%が6割程度ございましたという御説明をしたところ、他の部署はどうなっているのだという御質問をいただきましたので24年度を御覧いただきたいと思いますが、107地区で調べてみた結果、同意率100%が7割、いずれも90%以上になっている。平均99%というところですよ。

もう一枚めくっていただきますと25年度に着工した地区ですね。これも100%同意が65%を占めていて、90%未満が1地区ございます。26年度に着手した地区、これも100%同意が65%、90%未満が1地区という状況でございます。

最後のページに、事業実施に向けて様々な調整が行われますという説明を前回差し上げましたけれども、例えば地域整備方向検討調査、2年間、これは2年ぐらい行うのですが、地区の課題を把握し、事業の範囲、区域を概定して整備構想を策定する。その段階で地元と非常に濃密に関わります。工区の受益者に対する説明会、地区の代表者だけを集めて行

う会議、そういったものを繰り返しながら意向を把握していくというような作業を行います。

その次のステップの地区調査、これも2年間くらい要しておりますけれども、今度は事業計画書の案、具体的な計画を示した上で、代表者会議、地元説明会、こういったものを複数回繰り返しながら、出席者を確保しながら、受益者にこの事業をやりたいかどうか、どうしたいかと、参加されますか、どうされますかという判断を聞いていくということで、調査段階の同意は99.5%ということになっております。

最後の同意徴集手続、たまたまこの地区は2か月くらい要しておりますけれども、同じく高い出席率のもと、同意をとれば99%という状況であったということでございます。

前回の宿題に関しては以上でありますけれども、前回、このヒアリングの場で2点提案されたと承知しております。1点は同意率で所在不明者の農地を棄権とみなして、分母、分子からそれを外すべきではないかという点。もう一点は、そもそもの3分の2同意を2分の1に引き下げればどうだということであったかと承知しております。

改めて私どもの考え方を申し上げますが、まず、分母、分子から除くということは、結局同意要件の緩和ではないか。緩和につながるものであるということであって、私どもの事業というのは私有財産である農地に手を加えて改変して強制的に費用を徴収できるという側面があって、つまり、財産権と公益性の微妙なバランスとして3分の2以上、これを要件としております。したがって、これを結果として緩めることは財産権の制約に当たるおそれが大であると考えております。

強制力を持つ土地改良事業の3分の2要件というのは、憲法で保障された財産権、29条でございますが、公共の利益の観点からの制約と公益の確保と財産権というものに対する絶妙かつ重要なバランスによるものだということでございまして、例えば土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等でも3分の2要件が設定されております。今申し上げた三つの事業の要件としては、所有者の3分の2以上に加えて地権者の3分の2、面積要件でも3分の2ということで、土地改良法よりはかなり厳しい要件になっていると承知しております。

そもそも、私どもの事業の特質に触れてみますと、過去からの地縁とか地形とか農業用水のつながりでもって一定の地域を縛って、その地域の中の受益者から同意をとるという特徴を持っておりますので、抜きたい人はどうぞお抜けくださいとか、所在不明者がいるのでそれを棄権にみなして分母分子から外すということ自体がそもそもこの法制度の趣旨に合わないものだと考えてございまして、しかも区画整理が終わった後、その地域全体が一体的にまとまって営農をやっていただくということがあって、初めて地域の農業振興が図れるというものだと考えております。

したがって、例えば地域の半分近くが事業に反対だという中でやってしまうということを仮に考えた場合、賛成者と反対者がいがみ合って、水の配分についてもうまく調整ができないといったことが考えられるわけですし、そういう意味では地域のきずなを崩し

かねない、そういった提案ではないかと考えております。

このことから、現在、各市町村は3分の2要件という法律の要件があるにもかかわらず丁寧な説明を繰り返しやって、なるべく全員同意もしくはそれに準ずる高率の同意をとろうということで努力をされているのだと考えております。

まとめて言いますと、そもそも憲法29条に反するという判断をされかねない非常にデリケートな立法措置を、今のところ本件は業者提案だと伺っておりますが、例えば他の案件のように六団体からの提案とか色んな形で声大きいというようなところも私ども聞いておりませんし、こういった特例措置を活用する市町村も、仮に立法措置されたとしても現れてこない。活用しても実際提訴されて苦勞するのは事業主体である、業者ではないということから、あえて現段階でこういうことを特区に盛り込むというのは適當ではないと考えております。是非市町村、特にこの案件は養父市から出てきておりますので、養父市長の御意見も聞いていただければと思っております。

私どもとしては以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の先生、何かありますか。

○本間委員 公益性と財産権をどうバランスを取るかということで、全面的にこれを改正しよう、全国展開しようということではなくて、要望があったところはもう少しきちんと精査して、その地権者、利用者を含めて、もう少しヒアリングした上で特区として検討に値するかどうかということです。もう少し我々のほうでも意見を聞かなければいけないかもしれない部分があると思うのですが、全面的な開放を求めているわけではないので、ある事業者から上がってきてあまりよく知らないで物を言っているのではないかというお話も前にありましたけれども、そこはもう少し上がってきた背景について我々も考える必要があるかなという気がしております。

ただし、分母分子のところに関して言いますと、3分の2の規制緩和、要件緩和ということに当たるかどうかのところはもう少し議論する必要があるかと思えます。つまり、排除するのではなくて、判断のつかないところをどうするかということですね。そこについては見解の不一致と言いますか、あくまでも議決権とみなすのか、それとも、そこにある財産の処分に関して簡単に面積としてみなすのか。

面積でいえば地権者はわからなくとも、面積としてはそこにあるから当然分母として入るよというお考えだと思うし、しかし、その利用というか、あるいは措置というか、そういうことに関して決めるための議決権ということ言えば、地域全体に対する意思決定の権利をエリアに置くのか、又はエリアの地権者に置くのか、その場合分からない地権者、棄権者をどう扱うのかということは、特区であれば当事者に任せるとすることも一つの案ではないかという気がするのです。だから、一般化して、すべて他の地域についても不明になった地権者は議決権から外せということではなくて、その地域地域で、地元で決断を委ねるという方法もあるではないかという気はします。

○室本部長 今の1点目、業者さんの提案ということで、先ほどもう少し話を聞いてみなければいけないということをおっしゃいましたので。要は、工事を早く請け負いたがために2分の1で判断してしまっただけという思いなのか。今日はこの場で御議論させていただいているように、色んななぜ3分の2かという長い歴史の中で決まってきた経緯等を承知の上、これを変えるべきかとおっしゃっているのかでも、全く議論は違うと思います。ですから、私どもも是非ともそれは業者と養父市のほうに聞いていただければありがたいなと思っております。

2点目の議決権をどうするのかという問題は、そもそも私どもの事業の成り立ちが、先ほど申し上げたとおり、まずは水のつながりで一つの地区をつくるわけです。例えば10人の人間がいて2人が所在不明者であるというときに、2人を除けば他が仮に賛成だとしたら8分の6で75%ですから事業を実施できますね。そうすると、棄権された人間というのも8分の6は同意したというのと同じなのです。裏を返すと、8分の2、反対しているという方々が所在不明者の持っている議決権として作用させてしまっているということに論理的にはなるかと思えます。

そういうことがそもそも許されるのかということで、私どもとしては不同意として一旦そこで判断を入れて、結果的に3分の2強制を働く世界にしておいて、公益性のための事業を合体してしまうということをやっているまでの話なのでございまして、議決権をどう働かせるかどうかというのは、元に戻りますけれども、地縁とか血縁、水のつながりという集団の中において、やはり同じように財産権の問題を同等として扱っていくということが大切なことではないかと思えます。その分子分母から外すということは一定の区域から除外するに等しいわけです。私どもの事業の成り立ちから言うと。

○本間委員 一步譲って、その判断を地元任せるということも一つあるのではないかと提案なのです。

○室本部長 財産権に手を付ける法律の中で、地元で判断を2分の1でいいのか3分の2でいいのか仰ぐという。

○本間委員 3分の2ではなくて、不在の、あるいは不明の地権者の扱いをどうするかということについて、地元の意見を反映させるということもあるのではないかと。だから、2分の1とかという話ではないのです。議決権の扱いだけの話。

○石垣課長 補足させていただきます。今、10人のうち6人が賛成、2人が反対、そして2人が不明という場合で申し上げたときには、同意の要件を結果として緩めるということになるのと同じだと。ただ、その問題は、2人は明確に反対の意思を表しているわけですから。そういたしますと、8分の2の反対で、結果的には8人で行うならば事業は実施されてしまう。これはもう3分の2に満たないということで合理的な範囲だろうということになると思うのですけれども、2人の不明者についても8分の6同意しているとみなすということは、財産権をどうしても強く制約してしまう。その2人の反対を表明してらっしゃる方々は、やはり自分たちの意見が軽く見られてしまっているのではないかと

うことで、裁判に訴えるというようなケースも考えられるわけですが、そうしたものも含めて、市町村にそうした判断まで委ねるということに今の先生のおっしゃることですとなってしまうわけですが、それは今、室本が言いましたように、そこそがまさに財産権と公共の利益との微妙な綱引きの上の中での3分の2という、これは全国であれ、特区であれ、同じ問題でありまして、これを市町村に委ねてしまうということは、むしろそれは逆に国として責任はどうなるのかという問題にならないかと考えるところでもあります。

○八田座長 まず、私権と公益とバランスをとるということが必要で、その3分の2という基準は、そのことを考慮してできた基準ですから、その3分の2という基準があるにもかかわらず100%するということは、私権だけを尊重する結果になり、明らかに公益を毀損すると思います。100%にしている理由が、もし3分の2でやると残りの人が文句を言って訴えるから、それは怖いからだというのは、もう法治国家にあるまじきことであります。公益は非常に重要なものだと思います。裁判を受けて立ち、必ず勝つと、それが原則であると思います。

先ほどの話ですけれども、これは色々な例を作ることはできるけれども、当然不明の人は元来自分に責任があるわけです。不明な人たちが悔しかったらきちっと出てきて言えばいいわけなのです。不明な人の意見がどうであったかということ過度に重視する必要はないと思います。

しかし、彼らも権利はあるから、前から言っているように、例えば地代などが発生する場合には当然後でその分はいくようにするというような措置は必要だと思う。しかし、意見を聞くときには、どちらの場合もあり得るので、例えば全員で10人のうち不在者は2で、その人たちは賛成しているが、実際に意見表明をした8人のうち5が賛成して反対が3であるとしましょう。その場合、不在者をカウントしない今の制度では、否決されてしまうのです。

ところが、不在の人も含めたら賛成のほうが3分の2を超えているのです。にもかかわらず、今の制度は不在の人のことも勘定に入れたときの公益を無視して、不当にもこれができなくなってしまうのです。私権のほうを尊重し過ぎている。そんなことはあるべきではなくて、ニュートラルにやればいいのです。いない人を無理やり賛成としてカウントしろと言っているわけではないので、ニュートラルに扱えばいいので、その人たちは自ら放棄したのだから外れてもらって、残った人の3分の2で決める。これは要するに一番考えるべきことは、元来の3分の2という基準は尊重すべきものだということですね。裁判に訴えられるかもしれないから避けるなどというのは法治国家であるまじきことだと、それを繰り返し申し上げている。したがって、これは忠実にするのが当然だと思います。

半分というのは、これは違うと思います。3分の2が公益だと決めた以上、半分でやっとはダメで、3分の2でやっていくのが一番正しいやり方だと思います。

実際問題として運用で全部100%でやっているというのは、これは考えないといけないです。いがみ合いがあるとか何とかとおっしゃったけれども、それは別途処置すべきで、3

分の2であるという制度をつくった以上、いがみ合いのために絶対100%でなければいけないというのならば、法律に最初からそう書いておけばいいと思います。

○室本部長 私ども今でも数件から二十数件の訴訟を抱えております。これは我々が事業主体のものもあれば、県が事業主体、市が事業主体のものもあるわけです。そういう訴訟が進行する中で地権者の同意をとり事業を進めるところをやっております、おっしゃったように訴訟があるからという理由だけではなくて、先ほど申し上げたとおり、都会と農村というのは全然違う構造があって、やはり地域それぞれがまとまってなるべく仲良くやる中で農業を守っていきましょうというのが基本であると考えていまして、そのために3分の2以上だから3分の2でやってしまえと考える事業主体というのはほとんどないのではないかと考えているというわけです。

○八田座長 公益の不当な軽視だと思います。

○室本部長 ただ、我々が、では、3分の2あれば事業に着手しますなどという指導ができるかという、これはまたなかなか難しいです。せっかく農村が一つにまとまろうと、つまり、事業を行うわけですから、私有財産に手をかけて、より使い勝手がよくなる。それをみんなそれぞれお互いに納得して費用も負担して、維持管理の費用もみんなで負担してやりましょうねという合意をとることに水を差すことを私たちはできないわけです。そこもお分かりいただきたいわけです。

つまり、強制的にそこにタワーマンションをつくるので、3分の2以上の同意があれば全部あとはもう撤去して補償して出ていけということで移転するケースと農地を守るということとは全然次元の違う話だと考えております。ただ、委員おっしゃるように3分の2を100%に要するに我々ががちがちの指導をしておるのであれば、我々は改めなければいけないでしょうけれども、そういうことはやっておりませんし、やはり事業を受ける、行っていく側が自ら判断して農村のまとまりを欠かないようにということをやっている知恵だと我々は考えております。それに対して、3分の2であるから行ってもいいよなどという指導というのはなかなか難しいかなと考えております。

○八田座長 法律で3分の2と書いてあるのにそうなのですか。

○室本部長 それは地域地域、事業主体事業主体が選択肢で選んで、先ほどやった90%未満で着工しているところもございます。ですから、そこは地域で選んで判断をなさっているのだと思います。何も全員同意ばかりではありませんから。

○八田座長 そこが本間先生のおっしゃるように、最終的に地域で選んでいいのだけれども、法律の要件としては、先ほどのように不在者を除いた形でできると、そういうフレームワークを作ろうよと。その上で実際にどう判断するかというのは地元で判断すればいい。だけれども、この枠組みはそうしたらどうですかという話だと思います。

○室本部長 ですから、分母、分子を除くということは、同じように不在者がもし後で見つかった場合、とりあえず除きましたということで、もし不在者をカウントしておれば、不同意として扱っておれば、これは事業できない場合があったとして、それとも不在者を

分母分子から除外したことによって事業を着工してしまったと。後で不在者が現れて反対だと。

○八田座長 逆もある。

○室本部長 そうです。両方あるから申し上げているわけです。

○八田座長 そんなものは前提として置けないでしょう。

○本間委員 もっと言うと、公益性がそこに反映されるべきだと思うのです。今、土地改良事業を進めるということは何も私的な集団が勝手にやるわけではなくて、国費を投じ、なおかつ農業政策の一環としてやっているわけだから、公益性について本心を言えば、公益性優先のために3分の2は守りつつ、フレームとして議決権という手を使えないかということなのです。もう一言言えば、不在地権者がいるために工事が進まないということ自体は、農業政策の観点からすると、もったいない話だと思うのです。

○室本部長 不在者が多いために工事が進まない、事業が成り立たないところがあるという前提でお話をいただいています、そうではないわけです。そういう地区はほとんどないわけです。

○八田座長 この提案はそういうことでしょうか。

○室本部長 提案がそうかは御確認いただければいいと思いますけれども、要するに私どももやっている事業というのは本来100%に近い、90%以上、今のところもありますけれども、同意をとって行く。半分にも達しないとか、3分の2にも達しないところは、そもそも危なくて受益者が事業を申請してこないと思います。

○本間委員 それは想定の話だから。例えばこれまでの話としては、100%全員合意が地域のこれからの運営のためには望ましいのだというお考えとその対応はよく分かります。でも、そのために例えば工期が遅れる、あるいは同意を取るのに時間がかかる等々があるときに、一時も早く土地改良を進めなければいけないという方針とは矛盾しますよね。個人的に言いたいことは、土地改良はやはり必要ですよということなのです。事業をやるかやらないかは3分の2いるかどうかであなたたちが決めなさいということではなくて、やはり国の方針として進めたいと思うから事業を起こしているわけで、その推進の一環として、例えばそこに地権者がいないところについては、やはり3分の2は守りつつ、議決権のところをクリアしてもっともっと前進するということが、私は農業政策として正しい姿だという気がするのです。財産権だとか訴訟の問題はもちろんあると思いますが。

○室本部長 今の実態で申し上げますと、前回触れましたとおり、大体所在不明の地権者の面積は平均して大体3%弱なのです。そのうち耕作放棄地化してしまっている、つまり、もう使えない、農業政策上支障を来しているのはそのうちの20%ぐらいなのです。つまり、掛け算すると0.6%ぐらいです。100haのところでは6反だけがそういう状態になっている。それを解消したいがために、切りかえる制度であるとするれば、先ほど申し上げたとおり、差し迫った要望ももちろんありませんし、わざわざ制度をそういうようにしなければいけない理由というものも成り立たないのではないかと思います。

○本間委員 個人的には、途中から入ってきましたので100%承知しているわけではないのですが、こういう案件が上がってきているということは支障があるということですよ。

○八田座長 実際、私は要望している人の話を聞きましたけれども、本当に切実だと言っていましたから、それは要望があるわけです。

○室本部長 切実な中身を教えていただけないですか。どういう意味で切実なのでしょう。

○八田座長 しかし、言っていることは2分の1はともかく、3分の1は非常に理屈に合っているではないですか。こういう規制を尊重するのは当たり前の話で、それが問題になるなら、是非そうやってやりましょうというのが当然ではないかと思うのです。

○室本部長 ですから、業者さん、工事を請け負う側からすれば、早く工事に着手したいという意味は分かりますけれども、実際に事業を指導する、立ち上げる市はどうおっしゃっているのかなというのが我々も非常に興味があつて。

○八田座長 例えば市がどういうならばやるべきではないとお考えですか。

○室本部長 市が是非とも3分の2要件を2分の1に下げるべきだと、自分たちも2分の1あったらゴーサインを出すよと言うのならば。

○八田座長 2分の1は別です。不在者を分母、分子から外すというものです。

○室本部長 それはもしそういう御提案があれば、そういう要望を初めて伺いましたということだと思います。今まで1回もそういうことはないものですから。

○八田座長 それは市がきちんと提案してくれば別だけれども、事業者の提案だけではちょっとということですか。

○室本部長 事業者の意図はどこにあるのかということも我々は図りかねている。あまり軽く見ているとなるとまた問題です。

○八田座長 しかし、筋は非常に通った提案だと思うので、そちらとしては市がどう考えるかということがやはり一つ大きいということですね。

○室本部長 それは大きいと思います。事業主体がどう考えるか。

○八田座長 分かりました。

○石垣課長 あともう一点だけ付け足ささせていただきたいのですが、八田委員、本間委員からの御発言の中で公益性ということが強くあったわけですが、そこは3分の2ということでクリアするということになっているということでありまして、その不明者をどう扱うかですね。不明者の意思をどう扱うかという問題で、八田座長は不明者についても5人、3人、2人という例でおっしゃられましたけれども、不明者の2人について、8分の5の賛成だと考えるのが正しいのではないかという御指摘ではありましたが、この2人の不明者の意思をどう判断するかというところは慎重に扱うべきではないかというところはあると思います。ここがまさに微妙と言いますか、非常に機微にわたるような問題ではないかと考えております。

○八田座長 それを一方的に全部反対者だと想定してしまう今のは明らかに偏っている見方をしていると思うのです。

○石垣課長 そこは見解の分かれるところではないかと。これは私ども裁判所ではありませんので何とも言えませんが、そこをどのように推定するかというところは非常に微妙な問題。まさにそこが裁判でも手続の瑕疵を問うとか、そういったようなものであれば、それは八田委員もおっしゃられたように恐れるに足らずということかもしれませんけれども、そこはまさに財産権と公益性がせめぎ合っているような部分ではないかと考えております。判断が分かれるところだと考えております。

○八田座長 ということは、内閣法制局を通るかどうかという話ですね。

○石垣課長 それもあります。

○八田座長 あとありますか。

○阿曾沼委員 1点だけ。すごく基本的な質問ですが、不明者、不在者と認定をする法的な手続は何かあるのですか。この人は不明者だ、この人は不在者だと決めなければいけないわけですね。例えばこの2年とか4年間の間にどうやって確定するのですか。

○室本部長 これは財産管理人制度を使う等の場合、家庭裁判所でそれを公告して、確定させるということです。

○阿曾沼委員 4年間にそれを確定した上で、その人たちを分母から外してしまうことは法的にできないということですか。

○石垣課長 現行の中では、色々調べた上でどこにいったのですかということになれば不明者ということで不同意ということをしています。今おっしゃられたような法的に確定するという手続があるわけではありません。

○阿曾沼委員 でも、それが無いのに3分の2と決めている理由がよく分からないのです。3分の2で、その中には不明者も、いわゆる不在者もいる前提で3分の2というのが決まっているとすれば、たかが3%だと言っても、不明者だ、不在者だと認定するのは、法的にどうしていくのですか。

○室本部長 おそらく土地改良法もそうだし、他の区画整理も全部そうなのだろうと思いますが、確定できないから不明者なのだと思います。つまり、確定できれば、そこは死亡者だとか、あるいはアメリカに行っていますといたら、これは不明者ではないわけです。

○阿曾沼委員 その定義をしないと物事が進まないとすれば、不明は不明のままていくのか、そこはきちっと定義した上で議論していくのかということが問われるかもしれませんね。

○室本部長 一般的には事業の開始に当たって、法務局とか役場、そこからずっと追って行って、あるいは聞き取り調査をして、あそこの息子さんはどこに住まわれていますかの調査をずっとかけて追っていくわけです。2年も3年も調査期間中かけて、これは分からないという場合には不在者という扱いにしています。だけれども、おっしゃるように確定できるのかというと、それは法的に確定させるというのはまた別の制度が要るのだと思

ます。

○八田座長 それは阿曾沼先生のおっしゃる確定なのです。どういう基準ですかという。

○阿曾沼委員 そのときにどういう基準をつくるのか。この2年と2年で4年という期間がせつかくあるわけですから、その中できちっと定義をしておいたほうが良いような気がするなという意見です。

○八田座長 どうぞ。

○藤原次長 不明者の定義も大事でございますが、最後に議論になりました、まさに不明者を今は未同意として扱っているのですが、そういう画一的な現行制度のままでいいのかどうかというところが最大の論点だと思いますので、引き続きそちらは農林水産省にも御検討いただきたいという、先生方の問題意識を反映するべくお願いしたいと思います。また農林水産省側からお話がありましたように、そこに例えば市の判断が、今の論点にかかわることができるのかどうかという意味も含めて、きちんと養父市の意向も私どもとして、お聞きしたいと思います。

いずれにしても、時間がございませんし、かつ、この項目が特区の諮問会議でも一応総理指示の対象になってございますので、農林水産省におきましても真剣に御検討いただきたいと思っている次第でございます。

○室本部長 今、そちらのほうで取りまとめられた内容でございますけれども、基本的に何回も繰り返し申し上げているのは、今、差し迫ったニーズとかそういう緊迫した特区の中で措置をしなければいけない、そういう事態はないということを繰り返し申し上げておきたいということと、所在者不明の扱いは、私どもとしても従前から問題意識があって、遠い将来あるいは近い将来なのかも分かりませんが、人口減少の中でどういった状況があらわれるのかというのを問題意識として持っておりまして、これは特区ではなくて、土地改良法本体の中でどういうふうに対応していけばいいかというのを検討する時期が来るのだろうと考えております。

ですから、拙速に特区の中で棄権してみなすとかという対応よりも、むしろ将来的に制度を検証、検討して、どういう対応をとっていくべきだということを考える、こちらのほうが大筋ではなかろうかと考えておりますので、最後、付言させていただきたいと思いません。

○八田座長 しかし、実質的に要望がわざわざ来ているわけですから、これは市の見解も伺ってやりたいと思います。

○藤原次長 そこはまさに八田先生がおっしゃったように具体的要望が出ているという話と、これは特に養父市でございまして、これまでもいくつも養父市から提案が上がっておりますが、本当に全国どこからでも出ていい提案が養父市の事業者から出て、それが制度改革につながったケースなども他にもございます。

そういう特区に指定された地域の土地柄だと思いますし、かつ制度的にも区域会議というところから上がりましたら、これは閣議決定しております基本方針に書いてございます

けれども、まさに優先的に政府で真剣に検討するという事になっております。養父市の議論ですので、これは区域会議にいつ上がってもおかしくない話だと思いますので、引き続き早急に検討をお願いできればと思います。

○八田座長 それでは、どうもありがとうございました。またよろしく願いいたします。